

## 主 文

本件各上告を棄却する。

## 理 由

弁護人荒井尚男、同長谷川修連名の上告趣意のうち、憲法三一条、三二条違反を  
いう点は、記録によれば、原判決が認定した被告人らの労働基準法違反の事実は起  
訴状に訴因として掲げられていたものと認められるから、所論は前提を欠き、その  
余は、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。  
よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文  
のとおり決定する。

昭和四九年一二月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下	田	武	三
--------	---	---	---	---

裁判官	藤	林	益	三
-----	---	---	---	---

裁判官	岸		盛	一
-----	---	--	---	---

裁判官	岸	上	康	夫
-----	---	---	---	---